

第84回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 RYODEN

証券コード: 8084

日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時
(受付開始午前9時)

場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
6階コンコード



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/8084/>



● 株主総会の模様は、ライブ配信させていただきます。

※ 株主総会当日のお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



erierimasamasa氏/作
作品名「Love Truth」

 **Paralym Art**
障がい者アートを応援しています

RYODENはパラリンアートを
応援しています。パラリンアート
は、障がい者アーティストとひと
つのチームになり、社会保険
費に依存せず、民間企業・個
人の継続協力で障がい者支
援を継続できる社会貢献型
事業です。

PURPOSE 志・存在意義

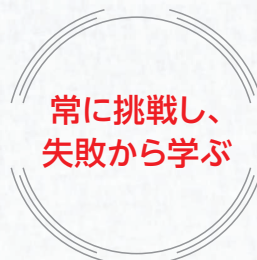
人とテクノロジーをつなぐ力で “ワクワク”をカタチにする

私たちRYODENは、「つなぐ力」「カタチにする力」を日々進化させながら、
みんながワクワクする幸せな未来をつくるために、これまでも、そしてこれからも、みなさまと共に歩みつづけます。

VISION 目指す姿

環境・安心・安全で サステナブルな社会の実現に貢献する

VALUES 大切にする価値観



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知並びにその英語訳は当社ホームページでもご覧いただけます。 当社ホームページ <https://www.ryoden.co.jp/>

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

はじめに、この度の能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

当社グループは、2050年に向けて目指す姿として『100年企業として環境・安心・安全でサステナブルな社会の実現に貢献する』ことをビジョンとして掲げ、その実現に向けて、2020年度より5カ年の中期経営計画「ICHIGAN 2024」で定めた変革実現に邁進しております。

2024年度は中期経営計画の最終年度であり、「ICHIGAN 2024」の変革目標を確実に達成し、100年企業としてのビジョンを実現するための礎（いしずえ）を構築しなければなりません。

当社が向かう方向性は、RYODENの持つ強み・DNAを昇華させ、物販にとどまらない代理店・商社の枠を超えた新たな事業を創出し続ける、規模ではなくお客様の価値向上に資することによる高収益を追求する、競合との差別化ではなく当社にしかできない異質化を実現する、という三点であり、この視点で変革に取り組むことでパーパス経営を実践してまいります。

当社を取り巻く環境は、3D（DYNAMIC DX DIVERSITY）の急速な進展にアフターコロナ、地政学リスクの顕在化により、価値観や行動様式が大きく変容しています。

この大きな変化の局面だからこそ取り組むべき変革にしっかりと向き合い、新たな課題の要因となっている問題を顕在化させ、具体的な解決の提案と実行を推進し、成長を遂げる機会とすべく、取り組みを進めていきたいと決意しています。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

2024年6月

取締役社長

富澤克行



株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号

株 式 会 社 RYODEN

取締役社長 富 澤 克 行

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第84回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.ryoden.co.jp/notice/general/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www.2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトアクセスし、「RYODEN」又は証券コード「8084」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面又はインターネット等により議決権行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の方法に従って2024年6月24日（月）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード

3. 目的事項

報告事項

- 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」は記載しておりません。
- したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- 本総会の決議の報告は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.ryoden.co.jp/notice/general/>) に掲載する方法によりお知らせする予定です。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日は、開始時間30分前の午前9時30分頃からアクセス可能です。

2. ご視聴の方法

○手順1：株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス

当日視聴URL <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

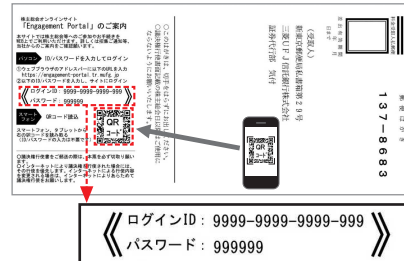


○手順2：ログインIDとパスワードをご入力の上、ログイン

※「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書用紙裏面に記載されております。

※ 議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、直接ログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



○手順3：「当日ライブ視聴」ボタンを押し、ライブ配信をご視聴

3. ご視聴に関する留意事項

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ホームページ(<https://www.ryoden.co.jp/>)にてお知らせいたします。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 ☎ 0120-676-808（通話料無料）

受付時間：土・日・祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで（株主総会当日については午前9時から株主総会終了まで）

議決権行使方法のご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合

会場受付にご提出



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月25日
(火曜日)
午前10時

事前行使の場合

郵送によるご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月24日
(月曜日)
午後5時30分到着分

インターネットでご入力



当社の指定する
議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にアクセスいただきご行使ください。
※詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月24日
(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6、7号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
否認する場合……………「否」の欄に○印

第2、3号議案

全員賛成の場合……………「賛」の欄に○印
全員否認する場合……………「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合……………
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を
ご記入ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱い休止となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリック。

「ログインID」及び
「仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使は **2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで** 承りますが、お早めにご行先ください。

議決権の行使システム等に
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

（ご参考）第1号議案から第7号議案までに共通する事項

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。第1号議案から第7号議案までの各議案は、いずれも当該移行に関連するもので、これらの議案をご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当社が監査等委員会設置会社へ移行する理由について、ご説明いたします。

1. 監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社においては、監査役及び監査役会に代わり、監査等委員及び監査等委員会が監査を担います。監査等委員会は、3名以上の取締役から構成され、かつ、その過半数は社外取締役が占めます。

監査等委員は、取締役として取締役会における議決権を有するほか、監査等委員会から選定された監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任等や報酬等について、株主総会において監査等委員会の意見を述べる権限を有することから、監督機能の強化を図ることができます。

また、監査等委員会設置会社において、定款に定めを置く場合には、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することが可能となるため、意思決定の迅速化を図ることができます。

2. 監査等委員会設置会社への移行理由

当社の事業等を取り巻く環境の変化が一層大きくなる中、取締役会において、経営資源の配分、事業ポートフォリオ、人的資本、サステナビリティや重大リスクといった中長期の経営戦略に関する事項を重点的に審議することで、更なる取締役会の実効性向上を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を可能とする体制を構築します。また、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役を置くことで、取締役会のモニタリング機能の強化を図ってまいります。

第1号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、目的事項を追加するものであります。
- (2) 当社はコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更並びに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
第 1 条	(条文省略)	第 1 条	(現行どおり)
(目的)		(目的)	
第 2 条	当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条	(現行どおり)
(1) 次の物品の製造、売買及び輸出入業		(1)	
イ. 電気機械機具、電子機器及び通信機器		イ	(現行どおり)
ロ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用 及び民生用機械機具、その他一般機械機 具		ロ	
ハ. 計測器、医療器械機具、その他精密機械 機具		ハ	
ニ. 金属・金属製品、繊維製品、木材・木製 品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、 ゴム製品、土石・窯業製品		ニ	
ホ. 日用品雑貨、油脂、燃料、農水産物、飲 食料品		ホ	
(2) 前号物品の開発、加工、修理、賃貸借、請 負業及び運送業		(2)	
(3) 建設業		(3)	
(4) 不動産の売買、賃貸借及び管理業		(4)	
(5) 前各号の代理業、仲立業及び問屋業		(5)	
(6) 労働者派遣業		(6)	
(7) 発電及び電力の供給事業		(7)	
(8) 古物売買業		(8)	
(9) 電気通信事業 (新設)		(9)	
		(10) <u>ソフトウェアの作成、開発、販売、賃貸、 保守、運用及び管理</u>	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
(新設)		(11) <u>インターネットを利用した各種サービスの</u>	
(新設)		<u>開発、販売、賃貸、保守、運用及び管理</u>	
(10)前各号に関連する事業		(12) <u>各種情報収集、情報処理、情報提供、コン</u>	
		<u>サルティング</u>	
		(13)前各号に関連する事業	
第 3 条	(条文省略)	第 3 条	(現行どおり)
(新設)		(機関)	
		第 4 条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の	
		<u>機関を置く。</u>	
		(1)取締役会	
		(2)監査等委員会	
		(3)会計監査人	
第 4 条～第 12 条	(条文省略)	第 5 条～第 13 条	(現行どおり)
(招集権者及び議長)		(招集権者及び議長)	
第 13 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、		第 14 条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合</u>	
<u>議長</u> となる。		<u>のほか、取締役会の決議に基づき、取締役</u>	
		<u>会においてあらかじめ定めた順序に従い取</u>	
		<u>締役がこれを招集する。</u>	
②取締役社長に差し支えあるときは、取締役		②株主総会の議長は、取締役会においてあら	
会においてあらかじめ定めた順序に従い、		かじめ定めた順序に従い取締役が <u>これにあ</u>	
<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長とな</u>		<u>たる。</u>	
<u>る。</u>			
第 14 条～第 16 条	(条文省略)	第 15 条～第 17 条	(現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の設置) 第17条 当社は取締役会を置く。	(削除)
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は12名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを <u>区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役及び代表取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。 ②当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 第24条 (条文省略) (新設)	(役付取締役及び代表取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 又は <u>執行役員から社長 1 名を選定する。</u>また必要に応じ、<u>取締役から</u>会長 1 名を選定することができる。 ②当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> から代表取締役を選定する。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 第24条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第25条 (条文省略) (執行役員) 第26条 (条文省略) ②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させる。 ③取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員<u>及び</u>常務執行役員を選定することができる。	第26条 (現行どおり) (執行役員) 第27条 (現行どおり) ②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させる。<u>なお、執行役員は取締役（監査等委員であるものを除く。）が兼務することができる。</u> ③取締役会は、その決議によって執行役員<u>から</u>副社長執行役員、専務執行役員、<u>常務執行役員及び上席執行役員</u>を選定することができる。
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置) 第27条 <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の員数) 第28条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u> (監査役の選任) 第29条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任限定) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(削除)
(新設)	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
<u>(会計監査人の設置)</u> 第34条 当会社は会計監査人を置く。	(削除)
第35条～第39条 (条文省略)	第33条～第37条 (現行どおり)

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、社外取締役4名及び人事担当取締役1名の委員で構成される指名報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定したものであり、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位	在任年数	取締役会への出席状況	
1	再任	とみ ざわ かつ ゆき 富澤 克行	代 表 取 締 役 社 長	2 年	100% (15回／15回)	
2	再任	ひがし しゅん いち 東 俊一	取 締 役 常 務 執 行 役 員	1 年	100% (10回／10回)	
3	新任	よ ご さわ かず もと 與五澤 一元	常 務 執 行 役 員	—	—	
4	再任	まつ お ひで き 松尾 英喜	社外 独立	取 締 役	1 年	100% (10回／10回)
5	再任	ふじ わら ご ろう 藤原 悟郎	社外	取 締 役	1 年	100% (10回／10回)
6	新任	お がさ わら ゆ か 小笠原 由佳	社外 独立	—	—	—

- (注) 1. 富澤克行氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会で代表取締役に選定される予定です。
2. 東俊一氏、松尾英喜氏及び藤原悟郎氏については、2023年6月23日の就任後の取締役会への出席状況を記載しております。



1 とみざわ かつゆき 富澤 克行 (1960年4月14日生)

再任

略歴、地位及び担当

1983年 4 月 三菱電機株式会社入社
 2005年 6 月 三菱電機自動化（上海）有限公司董事兼総経理
 2008年 4 月 三菱電機自動化（中国）有限公司董事長兼総経理
 三菱電機自動化（香港）有限公司董事長兼総経理
 2012年 4 月 三菱電機株式会社名古屋製作所副所長
 2015年 4 月 三菱電機（中国）有限公司董事兼副総経理
 2017年 4 月 三菱電機株式会社執行役員中国総代表
 三菱電機（中国）有限公司董事長兼総経理
 2021年 4 月 当社入社
 2021年 6 月 当社副社長執行役員
 2022年 6 月 当社代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

日本の大手電機メーカーである三菱電機㈱の要職や同社の中国事業の立ち上げから中国総代表を歴任するなど製造・販売・管理すべてにおいて高い実績とグローバルレベルでの高いマネジメント力を有しています。また2022年からは当社の取締役社長として優れたリーダーシップを発揮するとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に向けてその役割を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。



2 ひがし しゅんいち 東 俊一 (1960年4月19日生)

再任

略歴、地位及び担当

1984年 4 月 当社入社
 2004年 6 月 当社半導体・デバイス事業本部デバイス第一部長
 2006年 4 月 当社電子デバイス事業本部電子デバイス第一部長兼企画部長
 2008年 10 月 当社半導体・デバイス第三事業本部第一部長兼企画部長兼新事業開発部長
 2010年 6 月 当社半導体・デバイス事業本部半導体・デバイス第三営業本部営業第一部長
 2012年 4 月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略企画統括
 2013年 4 月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略統括部長
 2014年 4 月 当社ソリューション事業本部グローバル戦略統括部長
 2016年 4 月 当社ソリューション事業本部デバイス第二事業部長
 2016年 6 月 当社取締役ソリューション事業本部副事業本部長兼デバイス第二事業部長
 2017年 1 月 当社取締役デバイスシステム事業本部副事業本部長兼デバイス第二事業部長
 2018年 4 月 当社取締役東京支社副社長
 2018年 6 月 当社執行役員東京支社副社長
 2019年 4 月 当社執行役員東京支社長
 2019年 6 月 当社常務執行役員東京支社長
 2021年 4 月 当社常務執行役員デバイスシステム事業本部長
 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 事業部門管掌 デバイスシステム事業本部長（現）

取締役候補者とした理由

当社の基幹中核事業であるエレクトロニクスの要職及び支社長を歴任した経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。また2023年からは当社取締役として経営に携わり、適切に職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。



3 よ ご さわ かず もと 與五澤 一元 (1960年8月28日生)

新任

略歴、地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2002年 6 月 当社東京支社半導体・デバイス第三部長
2008年 4 月 菱商電子（上海）有限公司董事兼総経理
2011年 6 月 菱商電子（上海）有限公司董事長兼総経理
2013年 4 月 当社海外事業推進室東アジア戦略局長兼菱商電子（上海）有限公司董事長兼総経理
2014年 6 月 当社東京支社副社長
2016年 4 月 当社神奈川支社長
2018年 4 月 当社ICTソリューション事業本部長
2018年 6 月 当社執行役員ICTソリューション事業本部長
2021年 4 月 当社執行役員中日本支社長
2021年 6 月 当社常務執行役員中日本支社長
2023年 4 月 当社常務執行役員 海外事業推進担当 経営企画室長（現）

取締役候補者とした理由

当社の事業本部の要職、支社長及び中国子会社の代表を務め、2021年からは常務執行役員、2023年からは常務執行役員経営企画室長として重要な業務執行に携わっています。今後は取締役として経営に携わり、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献するために十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としてしました。

■ 所有する当社株式の数
5,300株

■ 取締役在任年数
—

■ 取締役会への出席状況
—



4 まつ お ひで き 松尾 英喜 (1956年6月27日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 三井東圧化学株式会社（現 三井化学株式会社）入社
 2000年 3 月 MITSUI BISPHENOL SINGAPORE PTE LTD 取締役工場長
 2003年 5 月 兼務 MITSUI PHENOL SINGAPORE PTE LTD 取締役工場長
 2006年 4 月 上海中石化三井化工有限公司社長
 2009年 6 月 三井化学株式会社理事基礎化学品事業本部企画開発・ライセンス部長
 2010年 4 月 同社理事石化事業本部企画管理部長
 2011年 6 月 同社理事生産・技術本部副本部長
 2013年 4 月 同社執行役員生産・技術本部長
 2014年 4 月 同社常務執行役員生産・技術本部長
 2016年 6 月 同社取締役常務執行役員生産・技術本部長
 2017年 4 月 同社取締役専務執行役員生産・技術本部長
 2018年 4 月 同社代表取締役専務執行役員（CTO）
 2020年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員（CTO）
 2022年 4 月 同社取締役参与
 2022年 6 月 同社参与
 2022年 6 月 東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役（現）
 2023年 6 月 当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本の大手化学メーカーである三井化学㈱において長年経営に携わり、経営についての幅広い見識を有しています。また、グローバルでの経験や生産・技術にも精通しており、2023年からはそうした経験を踏まえ独立した客観的な立場から当社の社外取締役として経営に対する助言、ガバナンスの強化及び適切な監督に貢献いただいています。今後も当社の経営の監督機能の強化等に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者とししました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- 所有する当社株式の数
0 株
- 社外取締役在任年数
1 年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（10回／10回）



5 ふじ わら ご ろう 藤原 悟郎 (1968年9月17日生)

再任**社外**

略歴、地位及び担当

1992年 4 月 三菱電機株式会社入社
2019年 4 月 同社中部支社事業推進部長
2021年 4 月 同社中部支社副支社長兼事業推進部長
2022年 4 月 同社中部支社副支社長
2023年 4 月 同社営業本部事業企画部長 (現)
三菱電機インダストリアルソリューションズ株式会社 社外監査役 (現)
長野三菱電機機器販売株式会社 社外監査役 (現)
2023年 6 月 当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

三菱電機(株)営業本部事業企画部長の職にあり、当社に関連する業界に関して豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2023年からは当社社外取締役として客観的な立場から様々な助言・提言及びご意見をいただくなど適切に職務を遂行いただいており、今後も当社の経営の監督機能の強化等に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- 所有する当社株式の数
0 株
- 社外取締役在任年数
1 年 (本総会終結時)
- 取締役会への出席状況
100% (10回/10回)



6 お が さ わ ら ゆ か 小笠原 由佳 (1975年11月10日生)

新任**社外****独立**

略歴、地位及び担当

1999年 4 月 海外経済協力基金 (現 株式会社国際協力銀行) 入社
2005年 9 月 ベイン・アンド・カンパニー入社
2009年 12 月 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 入構
2019年 4 月 一般財団法人社会変革推進機構 (現 一般財団法人社会変革推進財団)
インパクト・オフィサー
2022年 5 月 Rennovater株式会社 社外監査役 (現)
2022年 6 月 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 (現)
2023年 4 月 株式会社藤村総合研究所 取締役 (現)

重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社藤村総合研究所 取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

政府系金融機関での国際金融業務、外資系コンサルティング会社での民間公益活動、独立行政法人国際協力機構での海外支援業務、一般財団法人でのインパクト投資など、行政・民間・公益という異なるセクターで利益追求と同時に社会へのインパクトを創出する活動 (インパクト投資) で20年以上の非営利及びビジネス経験があり、またこうした経験に基づくサステナビリティ経営についての先進的かつ優れた見識を有しています。こうした専門性と見識に基づき、当社の業務執行の監督及びガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- 所有する当社株式の数
0 株
- 社外取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は、藤村由佳です。
3. 藤原悟郎氏は、現在、三菱電機㈱の従業員であり、同社は特定関係事業者に該当します。
4. 藤原悟郎氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機㈱から過去2年間において使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定です。
5. 松尾英喜氏は、2024年6月開催のアルコニックス㈱の定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役役に就任する予定です。
6. 小笠原由佳氏は、2024年6月開催の㈱オリエントコーポレーションの定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役(監査等委員)に就任する予定です。
7. 当社は、松尾英喜氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、小笠原由佳氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 当社は、松尾英喜氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。また、小笠原由佳氏の選任が承認可決された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
9. 当社は、取締役(社外取締役含む。)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



1

とも もり

友森

ひろ ぞう

裕三

(1962年9月8日生)

新任

略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2011年 4 月 当社経理部副部長
2015年 6 月 当社東京支社総務部長
2020年 4 月 当社総務部長
2023年 6 月 当社監査役(現)

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の経理部門の要職やコーポレート部門の責任者を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2023年からは当社監査役として適切に職務を遂行しております。今後は、監査等委員である取締役として当社における豊富な経験と特に財務及び会計に関する専門的知見を活かして取締役会のモニタリング機能の強化等に寄与いただけると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

■ 所有する当社株式の数
1,400株

■ 監査役在任年数
1年(本総会終結時)

■ 取締役会への出席状況
100%(10回/10回)

■ 監査役会への出席状況
100%(5回/5回)



- 所有する当社株式の数
0株
- 社外監査役在任年数
2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 監査役会への出席状況
100%（7回／7回）

2 せきぐち のりこ 関口 典子 (1964年1月23日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1994年 3 月 公認会計士登録
2002年 1 月 公認会計士再登録
2010年 11 月 関口公認会計士事務所（現 関口典子公認会計士事務所）所長（現）
2012年 7 月 税理士登録
2015年 6 月 東京応化工業株式会社 社外取締役
2019年 1 月 ちふれホールディングス株式会社 執行役員
2021年 6 月 王子ホールディングス株式会社 社外監査役（現）
2022年 6 月 当社社外監査役（現）
2022年 7 月 独立行政法人国際協力機構 監事（現）
2023年 3 月 東京応化工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現）

重要な兼職の状況

関口典子公認会計士事務所 所長
東京応化工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
王子ホールディングス株式会社 社外監査役
独立行政法人国際協力機構 監事

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に加え企業における実務経験を有しており、2022年からは当社の社外監査役として適切に職務を遂行しております。今後は、当社社外監査役としてのご経験と特に監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただくことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



3 Thomas Witty トーマス・ウィッティ (1960年9月12日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1992年 11 月 ハーマン・ハンメルラート&パートナー デュッセルドルフ入所
1995年 7 月 ハーマン・ハンメルラート&パートナー 東京
2006年 1 月 **アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー（現）**
2008年 11 月 筑波大学大学院国際経営学研究科 ビジネス法専攻非常勤講師
2013年 1 月 独日法律家協会 日本事務局代表
2022年 6 月 **当社社外取締役（現）**

重要な兼職の状況

アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり弁護士としてグローバル企業のM&Aに携わるなど専門的かつ豊富な経験や知識を有しており、日本企業のあり方、文化にも理解が深く、このような視点及び独立した客観的な立場から助言・提言及びご意見をいただくなど当社社外取締役として適切に職務を遂行いただいています。今後は、当社社外取締役としてのご経験と専門性に基づき、特に監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただくことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 所有する当社株式の数
0 株
- 社外取締役在任年数
2 年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
93%（14回／15回）

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、関口典子氏及びトーマス・ウィッティ氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認可決された場合には、改めて独立役員とする予定であります。
3. 当社は、関口典子氏及びトーマス・ウィッティ氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の選任が承認可決された場合、新たに同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役（社外取締役含む。）を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

出縄 正人 (1964年2月5日生)

社外

独立

略歴、地位及び担当

1990年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
沖信・石原法律事務所（現 スプリング法律事務所）入所
1999年 1 月 スプリング法律事務所パートナー（現）
2007年 9 月 日本プライムリアルティ投資法人 監督役員（現）
2015年 6 月 イチカワ株式会社 社外監査役（現）
2021年 2 月 最高裁判所災害補償審査委員会委員（現）
2021年 6 月 株式会社ビー・エム・エル 社外監査役（現）

重要な兼職の状況

スプリング法律事務所 パートナー
日本プライムリアルティ投資法人 監督役員
イチカワ株式会社 社外監査役
最高裁判所災害補償審査委員会 委員
株式会社ビー・エム・エル 社外監査役

所有する当社株式の数

0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

現在スプリング法律事務所に所属する弁護士であり、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから、これまでの経験、専門性及び独立性を踏まえ、監査等委員である社外取締役として当社の監査・監督機能の強化に貢献いただくことが期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 出縄正人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 出縄正人氏が就任された場合、㈱東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 出縄正人氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 当社は、取締役（社外取締役含む。）を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、出縄正人氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。

(ご参考)

本総会において、第1号議案、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合の、各取締役の専門性と経験は次のとおりです。

取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

氏名	当社における地位	分野						
		企業経営	業界知見	グローバルビジネス	財務会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス・サステナビリティ	多様性・異業種経験※
富澤 克行	代表取締役社長	●	●	●			●	●
東 俊一	取締役 常務執行役員	●	●	●		●		
與五澤 一元	取締役 常務執行役員	●	●	●			●	
松尾 英喜	社外取締役（独立）	●		●			●	●
藤原 悟郎	社外取締役	●	●			●		●
小笠原 由佳	社外取締役（独立）				●		●	●
友森 裕三	取締役 常勤監査等委員		●		●			
関口 典子	社外取締役（独立） 監査等委員				●	●	●	●
トーマス・ ヴィッティ	社外取締役（独立） 監査等委員	●		●		●	●	●

- (注) 1. ※印は、健全性や透明性、持続的な成長を実現するための知見として設定しています。
2. 役付取締役及び役付執行役員は本総会終了後の取締役会で、常勤監査等委員は本総会終了後の監査等委員会です。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、次の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者、又は過去10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者（当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
 - (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
 - (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 - (10) 過去3年間ににおいて、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
 - (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者（重要な業務執行者に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
 - (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ※1 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
- ※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- ※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。
- ※6 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上（間接保有の場合を含む。）の株主をいう。
- ※7 「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。
- ※8 「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(ご参考) 第5号議案から第7号議案までに共通する事項

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。第5号議案から第7号議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役の報酬に関しご提案するものです。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び株式報酬型ストック・オプションで構成しており、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとしています。監査等委員会設置会社では取締役の報酬について「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と「監査等委員である取締役」を区別して定める必要があることから、第5号議案において「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）の決定を、第6号議案において「監査等委員である取締役」の報酬額決定をそれぞれご提案するものです。

第7号議案は2010年6月29日開催の第70期定時株主総会においてご承認いただいた取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度としてご承認をお願いするものです。

なお、第5号議案から第7号議案につきご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針について、ご承認いただいた議案に沿う内容に変更することを予定しています。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において、業績連動報酬（賞与）も含めた報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご承認いただき、今日に至っています。

今般、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬限度額を設定するため、取締役の業績連動報酬（賞与）も含めた報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬限度額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の員数及び他社水準等を総合的に勘案したものであり、社外取締役4名及び人事担当取締役1名の委員で構成される指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえたうえで、取締役会で決定したものであり、相当な内容であると判断しています。

また、本議案の取締役の報酬額には、第7号議案の譲渡制限付株式報酬は含まないものといたします。

現在当社の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額60百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、他社水準及びその他諸般の事情を総合的に勘案したものであり、社外取締役4名及び人事担当取締役1名の委員で構成される指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえたうえで、取締役会において決定したものであり、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において、業績連動報酬（賞与も含めた報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内））とご承認いただいております。

また、金銭報酬とは別枠で、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただき、2018年6月28日開催の第78期定時株主総会において、新株予約権の行使条件の一部の変更をご承認いただいて、現在に至るまで当該株式報酬型ストック・オプションを運用してまいりました。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、これを廃止したうえで、改めて、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、取締役の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年38,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度については、本議案が承認可決されることを条件として廃止され、今後は当該株式報酬型ストック・オプション制度に基づく新株予約権の付与は行わないものといたします。

また、当社の現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であり、社外取締役4名及び人事担当取締役1名の委員で構成される指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえたうえで、取締役会で決定したものであることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

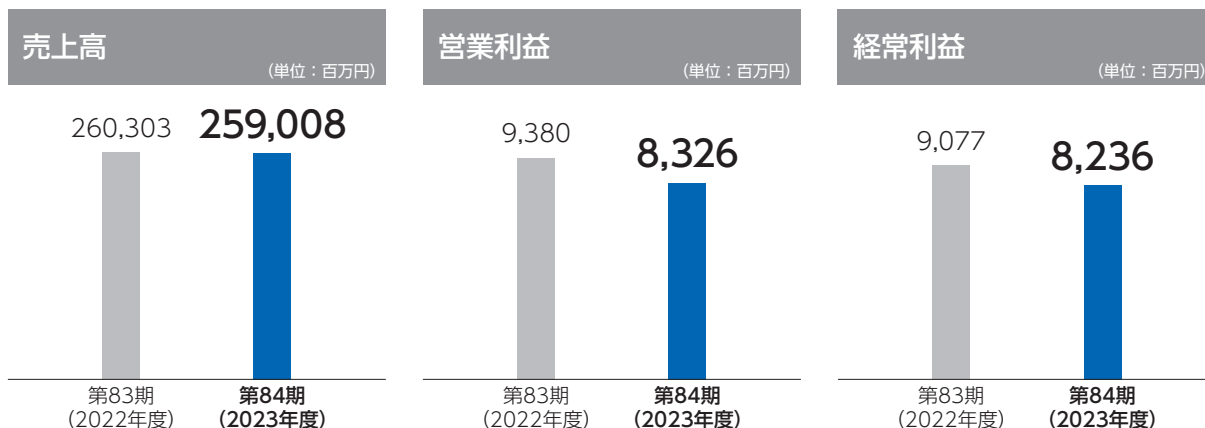
(1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、欧米ではインフレを起因とする金融引き締めが続ぎ、ウクライナ侵攻の長期化により食料品やエネルギー資源が高騰、アジアでは中国の不良債権問題の顕在化や経済安全保障の動向により輸出規制やサプライチェーンにも影響が出るなど総じて弱含みに推移しました。

国内経済は、日米金利差により円安が進むなか、企業収益は高水準を維持し、人手不足解消のためのデジタル投資や半導体・電動化関連などの設備投資も高水準で推移しました。個人消費については、エネルギー価格や消費財の高騰などの影響により足踏み状態で推移しました。

当社グループの取引に関係する業界は、産業機器市場で一部在庫調整の局面が見られ、また工事現場や生産現場における人手不足が顕在化したものの、省力化投資などの設備投資や自動車生産の回復に加え、サプライチェーンの回復とリバウンド需要などにより堅調に推移しました。

このような状況下、当社は、2023年4月には会社名を「菱電商事株式会社」から「株式会社RYODEN」に変更、新生RYODENとして新たな価値を創造すべく「成長事業のビジネスモデルの確立」「基幹中核事業の生産性向上」及び「事業推進基盤の強化」に取り組んでまいりました。



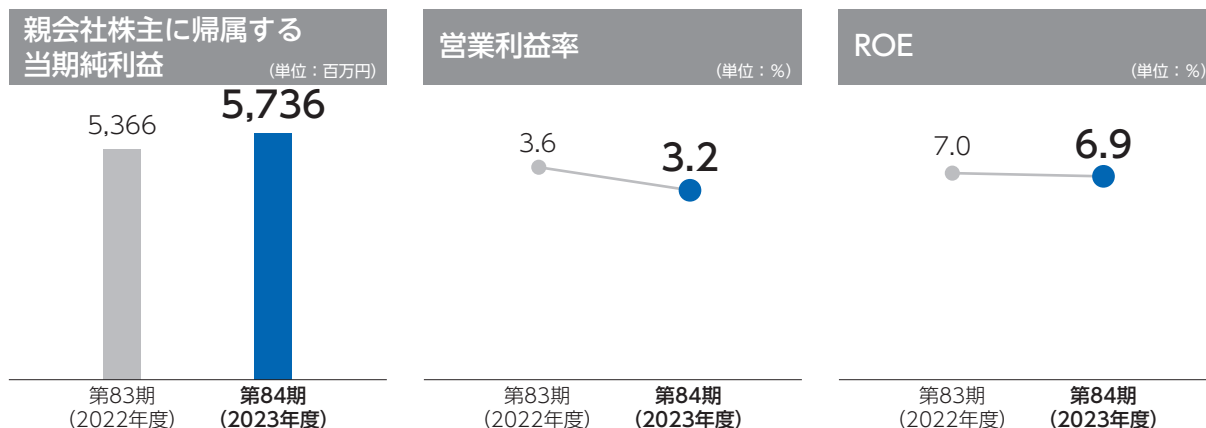
その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,590億8百万円(前期比0.5%減)、営業利益83億26百万円(前期比11.2%減)、経常利益82億36百万円(前期比9.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益57億36百万円(前期比6.9%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。

なお、当期の期末剰余金の配当につきましては、2024年5月の公表どおり、1株当たり60円(年間106円)といたしました。

(2) 事業別売上高の状況

区 分	第83期 (2022年度)		第84期 (2023年度)		前 期 比
	連結売上高	構 成 比	連結売上高	構 成 比	
■ FAシステム	46,294百万円	17.8%	52,039百万円	20.1%	112.4%
■ 冷熱ビルシステム	27,259百万円	10.5%	30,891百万円	11.9%	113.3%
■ X-Tech (クロステック)	5,709百万円	2.2%	6,106百万円	2.4%	106.9%
■ エレクトロニクス	181,130百万円	69.5%	170,031百万円	65.6%	93.9%
合 計	260,303百万円	100.0%	259,008百万円	100.0%	99.5%

(注) 事業別の連結売上高は百万円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計ののち、百万円未満を切り捨てて表示しています。また事業間の内部取引の金額が含まれています。



(3) 事業別の状況

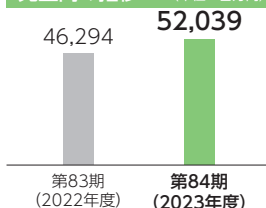
FAシステム

主要な事業内容

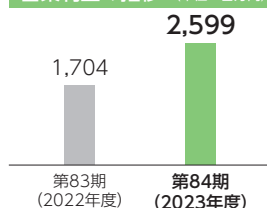
製造業のスマート化、高効率化を実現する付加価値の高いソリューションを産学共同研究や戦略技術部門のナレッジと共に、提供しています。FAコントローラ製品、駆動制御・NC制御製品をはじめロボット、レーザー加工機、AIビジョンシステムまで幅広いラインアップで工場の生産性の向上や省エネ、省人化等あらゆるニーズにお応えします。

工作機械向けの販売は低調に推移しましたが、盤メーカー及び半導体製造装置メーカー向けの販売が好調だったことに加え、エンドユーザー向け大型設備投資案件の獲得に注力したことで好調に推移しました。
その結果、売上高は520億39百万円（前期比12.4%増）、営業利益は25億99百万円（前期比52.6%増）となりました。

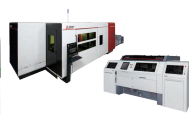
売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



三菱電機㈱製協働ロボット (MELFA ASSISTA)



三菱電機㈱製レーザー加工機



三菱電機㈱製シーケンサ

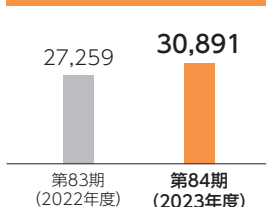
冷熱ビルシステム

主要な事業内容

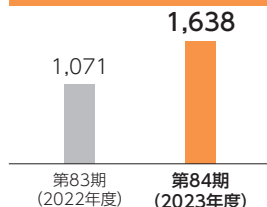
オフィスビルや生産工場・物流倉庫などにおける各種設備機器の販売から空調、クリーンルームの設計施工や省エネ支援などのトータルソリューションを提供しています。環境にやさしい空調環境・低温環境・暑熱対策などに加え、ビルマネジメント・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の推進により、安全で快適な環境をご提案します。

冷熱分野では、製造業の設備投資やインバウンド需要が回復したことで、業務用パッケージエアコン、低温設備機器の販売が好調に推移しました。
ビルシステム分野では、建設市場における資機材高騰や工期長期化の影響を受けましたが、昇降機設備や環境・省エネ設備案件などのビルマネジメント分野の受注を獲得したことで好調に推移しました。
その結果、売上高は308億91百万円（前期比13.3%増）、営業利益は16億38百万円（前期比53.0%増）となりました。

売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



ファシリアDD



三菱電機㈱製設備用パッケージエアコン

Order Made Elevator
NEXCUBE



三菱電機㈱製展望用エレベーター



クボタ空調㈱製エリア空調機室内機

X-Tech (クロステック)

主要な事業内容

当社の技術・ナレッジを掛けあわせて新たな価値を提供する新事業セグメントです。ヘルスケア・スマートアグリ・ネットワークに事業領域を拡大しています。

ヘルスケア分野では、医療関連の設備投資が落ち込んだことにより、IT関連機器をパッケージ化して提供するサブスクリプションサービス「トータルパックIT」等の販売が低調に推移しました。ICT分野では、ビデオマネジメントシステム「FlaRevo」やRFID関連製品の販売が減少しましたが、PC・サーバーを始めとしたIT関連機器の販売は好調に推移しました。スマートアグリ分野では、電気代高騰等の影響を受け引き続き受注が低調に推移したものの、2025年度以降再投資局面に入ることを見込み、植物工場野菜の研究開発・生産・販売・ブランディングを提供できる体制を整え、データドリブンで収益性の高いスマート農業の実現に向けた当社独自サービスの構築に引き続き取り組んでおります。

その結果、売上高は61億6百万円（前期比6.9%増）、営業損失は3億17百万円となりました。

エレクトロニクス

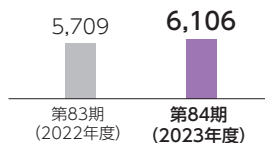
主要な事業内容

日々進化するエレクトロニクス産業の最先端でお客様に最適な半導体・デバイス品を提供し、高度化するニーズに応えるソリューションもご提案します。

国内では、車載市場は一部顧客の在庫調整もありましたが、インフォテインメント機器向けSoC (System-on-Chip) やメモリ、センサーIC等の販売が堅調に推移しました。産業機器市場では顧客の受注残による生産が継続したことでパワーデバイス等の販売が堅調に推移しましたが、中国の景気減速の影響を受け、年度後半は生産調整により低調な推移となりました。海外子会社では、東南アジア地域の車載関連向けメモリ等の販売が堅調に推移したものの、中国市場の景気減速の影響を受け民生・産業機器関連向けアナログ半導体等の販売が低調に推移しました。

その結果、売上高は1,700億31百万円（前期比6.1%減）、営業利益は49億14百万円（前期比33.0%減）となりました。

売上高の推移 (単位: 百万円)



次世代植物工場
BlockFARM産 新商品

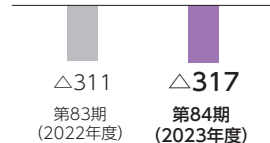


ビデオカメラソリューション
FlaRevo

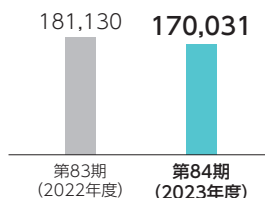


医療情報システム
(イメージ)

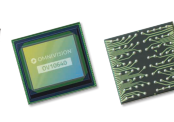
営業利益の推移 (単位: 百万円)



売上高の推移 (単位: 百万円)



三菱電機㈱製SiC
パワーモジュール

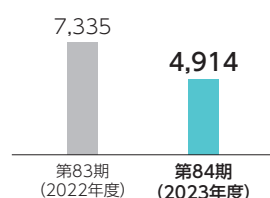


OMNIVISION製
CMOSセンサー



CHIMEI製カメラモジュール

営業利益の推移 (単位: 百万円)



2. 対処すべき課題

当社グループは、2050年に目指す姿として「100年企業として環境・安心・安全でサステナブルな社会の実現に貢献する」ことをビジョンとして掲げ、その実現に向けた5ヶ年の中期経営計画「ICHIGAN 2024」を2020年にスタートし、本年度はその最終年度となります。

事業創出会社への変革は着実に進んでおりますが、中期経営計画で掲げた最終年度の経営目標値（KPI）については、収益の柱と見込んだスマートアグリの実業環境の激変、ヘルスケアの市場低迷に加えエレクトロニクスにおける主要取扱製品の販売終了などの影響もありその達成にはまだ時間がかかる見通しです。

しかしながら、当社グループはこうした環境変化をさらなる成長の機会と捉え、戦略的な投資とブランド価値の向上、技術の集約による提案力とイノベーション力の強化を推し進めるとともに、基幹中核事業であるFAシステム・冷熱ビルシステムではメーカーとの単なる縦の連携から脱却、徹底した顧客志向でハードウェアを販売するためのソリューションモデルからお客様の求める価値にお応えするソリューションへ視点を変革することで事業ドメインを拡大し、競合他社ではできない価値を提案、販路拡大を進めます。

またエレクトロニクスではマーケティング機能の強化、車載向けを中心とした新規顧客の開拓と既存顧客への積極的な拡販、そしてパワー・アナログ及びセンサーの取扱いを拡充し、収益力の強化を図ります。そしてスマートアグリでは収益力の高いビジネスモデルを早期に確立し、植物工場野菜の特長を生かせる市場を自ら創出するとともに、これまで蓄積した光合成エンジニアリング技術をフードテック市場に展開し、事業領域の拡大を図ります。またヘルスケアでは引き続き医療ITソリューションビジネスに注力するとともに、次世代病室プロジェクトや検体検査ビジネスにもチャレンジしてまいります。

なお、次期中期経営計画については決定次第、公表いたします。

（ご参考）

	第84期（2023年度） 実績	第85期（2024年度） 見通し	中期経営計画最終年度目標
営業利益	8,326百万円	7,200百万円	10,000百万円
営業利益率	3.2%	3.3%	3.8%
新事業売上高	12,318百万円	21,000百万円	22,000百万円
新事業売上総利益率	13%	16%	18%
ROE	6.9%	6.2%	8.0%

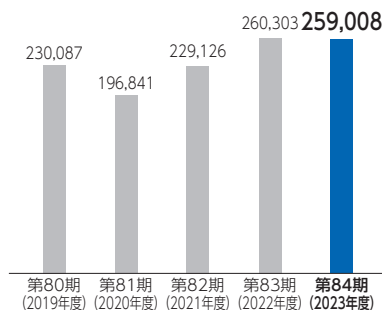
※中期経営計画「ICHIGAN 2024」の内容は、当社HP（<https://www.ryoden.co.jp>）をご覧ください。

3. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2019年度)	第81期 (2020年度)	第82期 (2021年度)	第83期 (2022年度)	第84期 (2023年度)
売上高 (百万円)	230,087	196,841	229,126	260,303	259,008
経常利益 (百万円)	5,758	3,653	7,285	9,077	8,236
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,860	2,343	5,004	5,366	5,736
1株当たり当期純利益 (円)	177.77	107.79	229.99	245.93	262.43
総資産 (百万円)	128,304	125,529	140,970	151,049	156,027
純資産 (百万円)	67,557	69,919	74,766	79,898	87,083

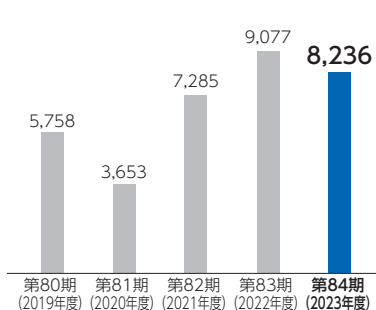
売上高の推移

(単位：百万円)



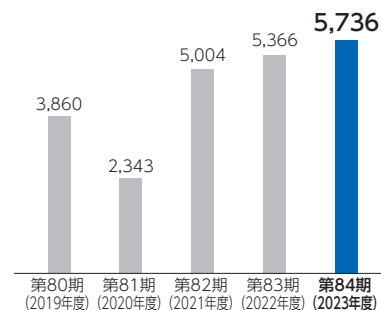
経常利益の推移

(単位：百万円)



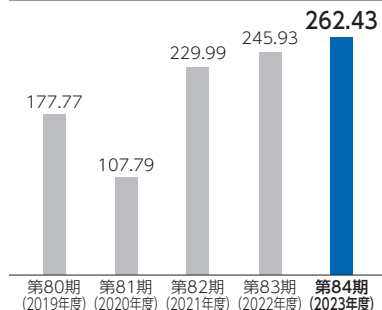
親会社株主に帰属する 当期純利益の推移

(単位：百万円)



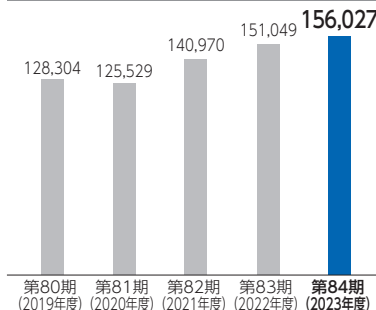
1株当たり当期純利益の推移

(単位：円)



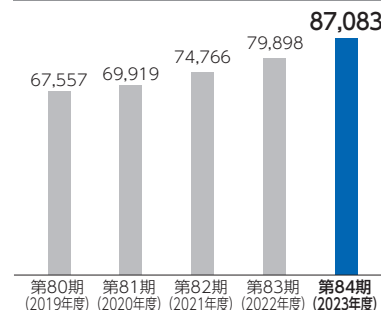
総資産の推移

(単位：百万円)



純資産の推移

(単位：百万円)



4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な事業内容
株式会社テクノフォート	65百万円	空調機器の保守・サービス
菱商電子(上海)有限公司	260万USドル	FAシステム品・エレクトロニクス品の仕入・販売
菱商香港有限公司	550万香港ドル	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD	300万シンガポールドル	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO (THAILAND) CO., LTD.	150百万バーツ	FAシステム品・冷熱ビルシステム品・エレクトロニクス品の仕入・販売

- (注) 1. 上記各社に対する当社の議決権比率は、いずれも100%です。
2. 2024年3月31日現在における当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む12社、持分法適用会社は1社です。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(2) 企業結合の状況

2023年度における重要な企業結合等はありません。

(3) その他

三菱電機株式会社は当社の関係会社で、当社の株式を7,755千株（議決権比率35.6%）保有しています。

なお、同社と当社グループとの当連結会計年度における取引は、仕入高の16.0%、売上高の6.9%の割合を占めています。

5. 主要な事業所

RYODEN	本社	東京都豊島区
	国内	東日本支社（東京都）、西日本支社（大阪府）、中日本支社（愛知県）の3支社・22事業所・2営業所（計27拠点）
子会社	国内	株式会社テクノフォート 双和テクニカル株式会社 ブロックファーム合同会社 株式会社ファームシップ
	海外	菱商電子（上海）有限公司（中国） 菱商香港有限公司（香港） 台灣菱商股份有限公司（台湾） 菱商韓国株式会社（韓国） RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD（シンガポール） RYOSHO (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO ENGINEERING (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.（マレーシア） RYOSHO U.S.A., INC.（アメリカ） RYOSHO EUROPE GmbH（ドイツ） RYOSHO MEXICO,S.A. de C.V.（メキシコ）の12現地法人（支店等を含め計21拠点）

6. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は6億34百万円であり、その主なものは、新基幹システム構築に係る費用等です。

7. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
FAシステム	329名	7名増
冷熱ビルシステム	237名	5名増
X-Tech（クロステック）	210名	122名増
エレクトロニクス	475名	32名減
全社（共通）	109名	16名増
合 計	1,360名	118名増

(注) 上記従業員数には、契約社員、当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び休職者は含んでいません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
996名	12名減	44.2歳	17.7年

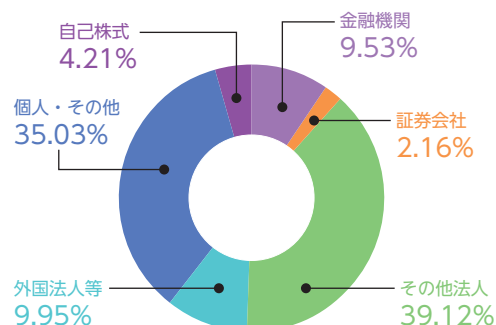
(注) 上記従業員数には、契約社員、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び休職者は含んでいません。

2 会社の概況

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,550,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,824,977株
(うち自己株式961,549株)
- (3) 株主数 39,994名

株式所有比率グラフ



(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	7,755千株	35.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,363千株	6.23%
RYODEN従業員持株会	416千株	1.90%
シチズン時計株式会社	414千株	1.89%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	387千株	1.77%
東京海上日動火災保険株式会社	326千株	1.49%
光通信株式会社	322千株	1.47%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	215千株	0.98%
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF MORANT WRIGHT NIPPON YIELD FUND	215千株	0.98%
明治安田生命保険相互会社	203千株	0.93%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の 種類及び数	保有者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			取締役 (社外取締役 を除く)			
第2回新株予約権 (2015年5月15日 取締役会決議)	3個	普通株式 1,500株	1名	払込を 要しない。	1円	2015年6月2日から 2035年6月1日まで
第3回新株予約権 (2016年5月13日 取締役会決議)	4個	普通株式 2,000株	1名	払込を 要しない。	1円	2016年6月1日から 2036年5月31日まで
第4回新株予約権 (2017年5月15日 取締役会決議)	6個	普通株式 3,000株	2名	払込を 要しない。	1円	2017年5月31日から 2037年5月30日まで
第5回新株予約権 (2018年5月15日 取締役会決議)	11個	普通株式 5,500株	3名	払込を 要しない。	1円	2018年6月1日から 2038年5月31日まで
第6回新株予約権 (2019年5月15日 取締役会決議)	14個	普通株式 7,000株	3名	払込を 要しない。	1円	2019年6月1日から 2039年5月31日まで
第7回新株予約権 (2020年5月15日 取締役会決議)	19個	普通株式 9,500株	3名	払込を 要しない。	1円	2020年6月2日から 2040年6月1日まで
第8回新株予約権 (2021年6月24日 取締役会決議)	17個	普通株式 8,500株	3名	払込を 要しない。	1円	2021年7月13日から 2041年7月12日まで
第9回新株予約権 (2022年5月16日 取締役会決議)	24個	普通株式 12,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2022年6月2日から 2042年6月1日まで
第10回新株予約権 (2023年5月15日 取締役会決議)	25個	普通株式 12,500株	4名	払込を 要しない。	1円	2023年6月2日から 2043年6月1日まで

(注) 1.新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、第2回～第7回新株予約権は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に、第8回～第10回新株予約権は新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

2.当社は2017年10月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行っています。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき500株といたしました。

3.第6回～第10回新株予約権には、保有者のうち2名が執行役員として交付された新株予約権が含まれています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の 種類及び数	交付者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			執行役員			
第10回新株予約権 (2023年5月15日 取締役会決議)	29個	普通株式 14,500株	6名	払込を 要しない。	1円	2023年6月2日から 2043年6月1日まで

(注) 新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏 名				地 位	担当及び重要な兼職の状況
富	澤	克	行	代表取締役社長	
北	井	祥	嗣	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	管理部門管掌、財務戦略担当、総務・人事・経理担当、監理担当代行
小	澤	高	弘	取 締 役 常 務 執 行 役 員	戦略部門管掌、コミュニケーション戦略担当、環境・品質担当、DX戦略推進室長
※ 東		俊	一	取 締 役 常 務 執 行 役 員	事業部門管掌、デバイスシステム事業本部長
※ 藤	原	悟	郎	取 締 役	三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長
室	井	雅	博	取 締 役	農林中央金庫 監事 戸田建設株式会社 社外取締役
トーマス・ヴィッティ				取 締 役	アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー
※ 松	尾	英	喜	取 締 役	東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役
平	井	出	浩	常 勤 監 査 役	
※ 友	森	裕	三	常 勤 監 査 役	
鈴	木	雅	人	監 査 役	弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所パートナー)
関	口	典	子	監 査 役	関口典子公認会計士事務所 所長 東京応化工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 独立行政法人国際協力機構 監事

- (注) 1. ※を付した各氏は、2023年6月23日開催の第83期定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役です。
2. 2023年6月23日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、藤井裕司氏及び白田佳子氏は任期満了により取締役を退任いたしました。また、紀藤礼一郎氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役 藤原悟郎氏、室井雅博氏、トーマス・ヴィッティ氏及び松尾英喜氏は、会社法に定める社外取締役です。
4. 監査役 鈴木雅人氏及び関口典子氏は、会社法に定める社外監査役です。
5. 取締役 室井雅博氏、トーマス・ヴィッティ氏及び松尾英喜氏、並びに監査役 鈴木雅人氏及び関口典子氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員です。
6. 監査役 友森裕三氏は、長年にわたり管理部門の要職や内部監査部門の責任者を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
監査役 関口典子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 社外役員の重要な兼職先との特別の関係
- ①取締役 藤原悟郎氏の重要な兼職先である三菱電機株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社グループのほとんどの事業で代理店契約を締結し、主要な仕入先です。また、エレクトロニクスにおいては、大口顧客でもあります。
- ②取締役 室井雅博氏の重要な兼職先である農林中央金庫は、当社の借入金金融機関のひとつですが、当社との特別の関係はありません。また、重要な兼職先である戸田建設株式会社は、当社と工事の請負などの取引がありますが、当社との特別の関係はありません。
- ③監査役 関口典子氏の重要な兼職先である東京応化工業株式会社及び王子ホールディングス株式会社は、当社と商品の売買などの取引がありますが、当社との特別の関係はありません。
8. 上記 (注) 7.を除く社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

9. 2024年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。
取締役 小澤高弘 常務執行役員 戦略部門管掌、コミュニケーション戦略担当、DX戦略推進担当、環境・品質担当
10. 当社は、室井雅博氏、トーマス・ヴィッティ氏、松尾英喜氏、鈴木雅人氏及び関口典子氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、保険料は取締役会の承認を踏まえ、当社負担としています。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の諮問を経て2021年2月24日開催の取締役会で以下のとおり定めています。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

基本方針	・ 当社の経営理念に沿って、企業価値の中長期的な拡大につながるものであること ・ 株主との利害の共有を図るものであること ・ ステークホルダーに対し、説明可能な内容であり、透明なプロセスを経て決定すること
構成	・ 取締役（社外取締役を除く） 役位に基づく定額報酬、業績連動報酬（賞与）及び中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストック・オプションにより構成する。 ・ 社外取締役 本人の社会的地位や会社への貢献度等を勘案した定額報酬のみとする。
決定方法	・ 指名報酬諮問委員会への諮問を通じ、取締役会で決定する。

定額報酬	- 取締役（社外取締役を除く） 役位ごとに一定額を定め、会社の業績、個々人の業績への貢献度及び役割・責任の達成度を総合的に勘案し取締役会で決定する。支給の時期は、毎月一定の時期とする。 - 社外取締役 本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、取締役会で決定する。支給の時期は、毎月一定の時期とする。
業績連動報酬 （賞与）	- 単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、業績指標（KPI）を反映した現金報酬を業績連動報酬（賞与）として支給する。 - 具体的には、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に応じた役位別の金額を、業績水準も勘案したうえで取締役会で決定する。支給の時期は、毎年一定の時期とする。
非金銭報酬 （株式報酬型ストック・オプション）	- 当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めるため、非金銭報酬として新株予約権を割り当てる。 - 具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役にに対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものとする。 - 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。また、割当個数は、別途定めるストック・オプション報酬基準額を当該新株予約権 1 個当たりの公正価額（算定にはブラック・ショールズ・モデルを用いる）で除して算出し、株主総会で決議された新株予約権の総数を上回らない範囲内で取締役会で決定する。
支給割合	上位の役位ほど業績連動報酬（賞与）及び株式報酬型ストック・オプションのウェイトが高まる構成とし、取締役社長はおおむね定額報酬：業績連動報酬（賞与）：株式報酬型ストック・オプション＝60：20：20、それ以外の取締役（社外取締役を除く）はおおむね定額報酬：業績連動報酬（賞与）：株式報酬型ストック・オプション＝70：15：15とする。

②監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は定額報酬とし、監査役（社外監査役を除く）は、個々人の会社への貢献度、役割・責任の達成度を総合的に勘案し、社外監査役は本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

③取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		定額報酬	賞与	株式報酬型ストック・オプション	
取締役	8名	123百万円	52百万円	17百万円	193百万円
(うち社外取締役)	4名	25百万円	一百万円	一百万円	25百万円
監査役	5名	45百万円	一百万円	一百万円	45百万円
(うち社外監査役)	2名	12百万円	一百万円	一百万円	12百万円

- (注) 1. 上記員数及び報酬等の額には、2023年6月23日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれています。また、社外取締役6名のうち2名には報酬を支払っていません。
2. 単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動報酬（賞与）を支給しています。その算定方法は47頁に記載のとおりであり、上記の額は取締役4名（社外取締役は除く）に支給する予定額です。
3. 当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対して非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与しています。その算定方法及び内容は47頁に記載のとおりであり、上記株式報酬型ストック・オプションの額は株式報酬型ストック・オプションとして取締役3名（社外取締役は支給対象外）に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。
4. 賞与・株式報酬型ストック・オプションの算定に用いた業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、株主との利害の共有を図ることを目的としたものです。なお、その推移は38頁に記載のとおりです。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は16名（うち、社外取締役は1名）です。
6. 2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、当該定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、これに伴い同定時株主総会で重任した取締役（社外取締役を除く）15名に対し、当社の所定の基準に従い相当額の範囲において退職慰労金を打ち切り支給するものとし、その支給の時期は退任の時、具体的金額、方法等は、取締役会の決議に一任することが決議されています。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は15名です。
7. 金銭報酬とは別枠で、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることが決議されています。具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役にに対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるもので、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は15名です。
8. 監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、45頁に記載のとおりであります。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席回数	主な活動状況
社外取締役	藤原 悟郎	[取締役会] 10/10回 (100%)	主に当社に関連する業界で培われた豊富な経験・幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、2023年6月の就任後に開催された上記委員会4回中3回に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。
社外取締役	室井 雅博	[取締役会] 15/15回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催した上記委員会のすべて（6回）に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言や課題提起を行い、当社の企業価値向上に尽力しています。
社外取締役	トーマス・ヴィッティ	[取締役会] 14/15回 (93%)	主に国際的な弁護士として培われた法律専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、様々な角度から助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催されたすべて（6回）に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。
社外取締役	松尾 英喜	[取締役会] 10/10回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、2023年12月までは指名報酬諮問委員会の委員として、2024年1月からは同委員会の委員長を務め、2023年6月の就任後に開催された上記委員会のすべて（4回）に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。

地 位	氏 名	出席回数	主な活動状況
社外監査役	鈴木 雅人	[取締役会] 15／15回 (100%) [監査役会] 7／7回 (100%)	長年にわたり弁護士として企業法務の経験を重ねた専門的知識と幅広い経験に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。
社外監査役	関口 典子	[取締役会] 15／15回 (100%) [監査役会] 7／7回 (100%)	公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

55百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、菱商電子(上海)有限公司、菱商香港有限公司、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD及びRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を制定しております。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を経営の重要課題とし、コンプライアンスに関する規程を定め、当社及び当社グループの全役職員に対して、その周知徹底を図るとともに教育を徹底します。
- ②当社及び当社グループの内部統制システムの強化・拡充を図るため、取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント統括委員会」を設置し、内部統制に係る活動状況を統括します。
- ③企業活動におけるコンプライアンスの徹底のため、担当の役付執行役員を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置し、定期的にコンプライアンスに関する推進事項を定め実行するとともに、内部監査部門が当社及び当社グループのコンプライアンスの遵守状況を監査します。
- ④反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「RYODENグループ行動指針」に定め、当社及び当社グループの全役職員に対しこれを徹底し、そのための体制の整備を行います。
- ⑤コンプライアンス違反行為などが行われた場合、又はその虞があることに当社及び当社グループの役職員が気づいたときは、ホットラインシステムを通じ、その内容を通報できることとし、通報者に対しては不利益な取り扱いを行いません。
- ⑥リスクマネジメント統括委員会は、その活動状況を経営会議及び取締役会に報告し、取締役会は、その運用状況を監督します。
- ⑦リスクマネジメント統括委員会は、その活動状況や特定したリスクについて内部監査部門と情報共有し、実効性のあるリスクマネジメントを実施します。

【運用状況】

- （１）「倫理・遵法委員会」、「金商法内部統制評価委員会」及び「事業リスク委員会」の当事業年度における活動状況を統括するため、「リスクマネジメント統括委員会」を開催しました。
- （２）「倫理・遵法委員会」において毎年の実施項目を定め、半年後及び翌年にその進捗の確認を行いました。また、各部門・支社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しコンプライアンスe-learning（企業機密管理・個人データ保護・製品の安全品質・下請代金支払遅延等防止法・安全衛生等）を実施しました。
- （３）新規取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を規定するとともに、関係機関との情報交換を継続的に実施しております。
- （４）内部通報制度として「ホットラインシステム」の窓口を社内外に設置しており、その結果を毎月の定時取締役会で報告しております。

(5)リスクマネジメント統括委員会がその活動状況を取締役会等に報告し、実効性のあるリスクマネジメントを実施しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な文書、その他それらの関連資料等（電磁的記録を含む）を社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要な場合に閲覧可能な状態を維持します。

【運用状況】

「文書管理規則」に基づき、社内文書の保存及び廃棄を行いました。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループの事業リスクに関する「事業リスク検証規程」を定め、担当の役付執行役員を委員長とする「事業リスク委員会」において、リスクの抽出を行い、発生可能性及び影響度等を元に対策を講じます。また、その運用状況をリスクマネジメント統括委員会に報告し、当社及び当社グループの多面的なリスクマネジメントを行います。

【運用状況】

「事業リスク委員会」において、発生可能性の高いリスクへの対応状況と課題等の情報共有を図り、その実行状況の評価を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定時取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っています。また、取締役会の機能をより強化し効率化させるため取締役会への上程案件に関しては事前に経営会議で審議を行っています。
- ②取締役会は、組織の職務分掌及び職務権限を定め、各組織の職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。
- ③効率性の実効を確保するため、事業年度毎に当社及び当社グループ各社の計画値を明確に設定し、その遂行状況について管理を行います。

【運用状況】

(1)取締役会は、社外取締役4名(うち独立社外取締役3名)を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、各議案について審議及び決議を行いました。当年度は取締役会を15回開催し、月1回の定時取締役会では、各取締役が担当する職務執行状況を報告し、取締役の相互においてその妥当性及び効率性の監督を行っております。

- (2)取締役会において審議される事項及びその他当社及び当社グループの重要事項については、「経営会議規程」及び経営判断の原則に基づき討議を行い、当年度は経営会議を27回（書面審議2回含む）開催しました。なお、経営会議には常勤監査役も出席しております。
- (3)部門・支社・グループ各社別の経営計画値を明確に示し、その遂行状況について、毎月の取締役会で報告しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ各社の重要事項については、当社への事前の報告又は承認を求めることとします。
- ②当社グループ各社の監査役と、当社の監査役及び内部監査部門とは、情報の共有化を図り、連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保します。

【運用状況】

- (1)当社の内部統制システムの基本方針に基づき、内部監査部門は、グループ各社の監査を定期的を実施し、グループ各社の監査結果について、代表取締役の結果報告を行いました。当社の監査役及び内部監査部門は、情報を共有のうえ連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保しました。
- (2)グループ各社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しe-learning（企業機密管理・個人情報保護）を実施しました。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、担当の役付執行役員を委員長とする「金商法内部統制評価委員会」を設置し、定期的にその有効性を評価します。

【運用状況】

「金商法内部統制評価委員会」を4回開催し、金融商品取引法に関する内部監査結果を報告し、経営会議にも報告しました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合には、取締役と協議のうえ使用人を監査役の補助にあたらせることとします。

【運用状況】

監査役から専任の補助使用人設置の要請はありませんでした。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の人事権に係る事項は、監査役と取締役が事前協議を行います。
- ②当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

【運用状況】

該当ありません。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び当社グループの役職員は、監査役会に重要な会議の審議状況、内部監査の結果等、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な事項の報告を行い、また当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす虞のある事項については、遅滞なく監査役会に報告します。
- ②当社のホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告します。
- ③当社及び当社グループの役職員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行います。
- ④当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行いません。

【運用状況】

- (1)監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席、並びに取締役及び使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行っております。
- (2)ホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に報告しております。

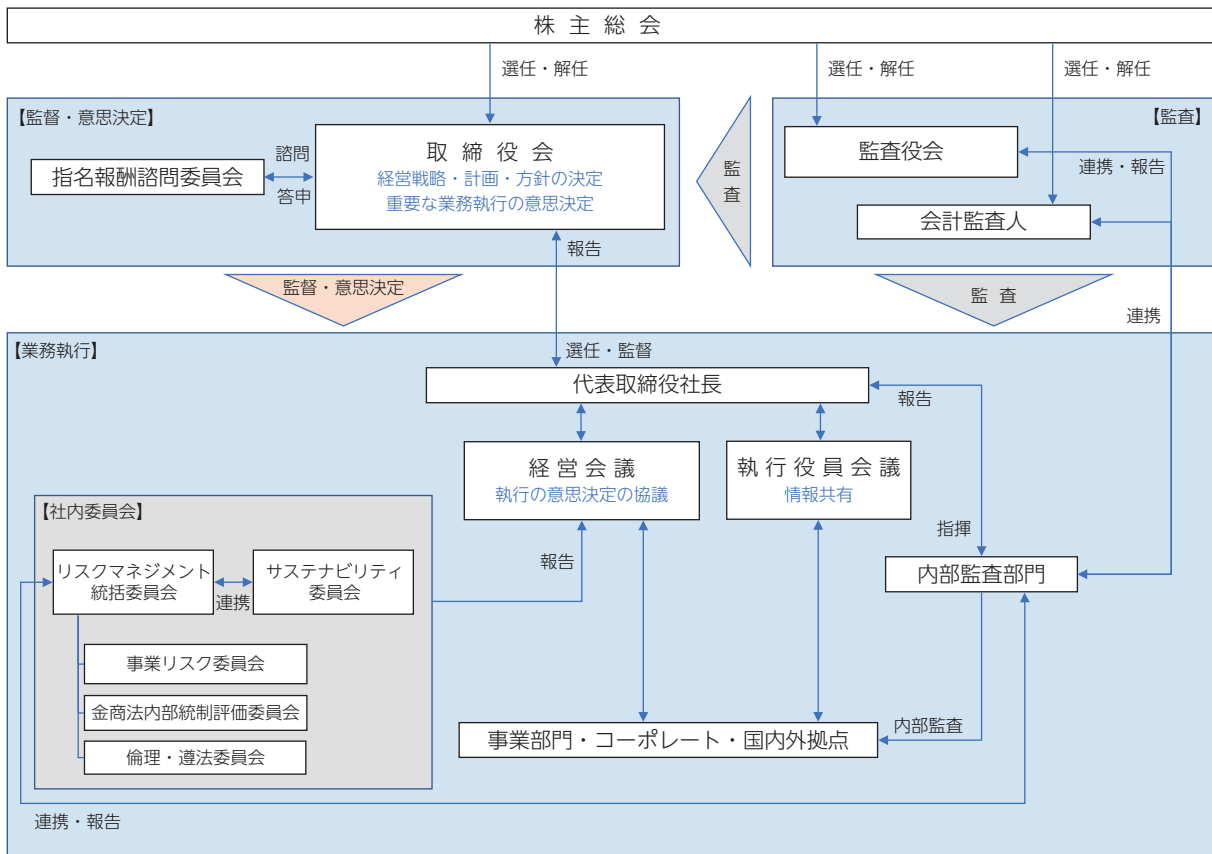
(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会及び各監査役は、その職務に必要な場合には、弁護士、公認会計士その他アドバイザー等と契約することができます。
- ②監査役は、会計監査人及び当社グループ各社の監査役と情報交換を行い、連携して、当社及び当社グループの監査の実効性を確保します。
- ③監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【運用状況】

- (1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人及びグループ各社の監査役との間でそれぞれ定期的に情報交換を行いました。
- (2) 監査役会は、内部監査部門から定期的に業務監査及び会計監査の結果の報告を受け、また情報交換を行いました。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制図>



6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは「利益ある成長戦略」の推進と「企業に求められる質」の向上により企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの皆様からの負託に応えてまいります。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為の是非について、上記の当社の方針に基づき実現される企業価値をご理解していただき、最終的には株主各位の判断に委ねられるものと考えております。そのためには、大規模買付行為が行われようとする場合、当社取締役会は株主各位の適切な判断のために、当該大規模買付者から大規模買付行為に関する十分な情報の開示を要請し、それが適切に提供されたうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて開示することといたします。また必要に応じ、大規模買付者と交渉又は当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤・財務体質の強化のための内部留保の拡充と事業拡大のための投資財源への活用を基本として、株主各位への適正な利益還元を実施してまいります。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の連結業績及び中長期的なグループ戦略等を勘案のうえ配当性向40%～60%を目安に利益還元を実施します。

また、自己株式の取得につきましても、株価の動向や財務状況を勘案のうえ実施する予定です。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な配当政策を実施するため、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び剰余金の配当基準日を3月31日及び9月30日とする旨を定款に定めています。

◎ 以上のご報告は、次により記載されています。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	140,172	流動負債	65,070
現金及び預金	19,284	支払手形及び買掛金	27,600
受取手形、売掛金及び 契約資産	57,267	電子記録債務	28,358
電子記録債権	24,444	短期借入金	1,443
有価証券	37	未払法人税等	1,236
商品及び製品	35,201	その他	6,431
その他	3,967	固定負債	3,873
貸倒引当金	△30	長期借入金	1,773
固定資産	15,849	退職給付に係る負債	378
有形固定資産	5,465	その他	1,721
建物及び構築物	1,941	負債合計	68,944
機械装置及び運搬具	653	純資産の部	
工具、器具及び備品	258	株主資本	80,358
土地	2,595	資本金	10,334
建設仮勘定	16	資本剰余金	7,523
無形固定資産	1,038	利益剰余金	63,226
ソフトウェア	889	自己株式	△726
その他	148	その他の包括利益累計額	6,580
投資その他の資産	9,345	その他有価証券評価差額金	2,724
投資有価証券	7,583	為替換算調整勘定	2,814
長期前払費用	171	退職給付に係る調整累計額	1,042
繰延税金資産	105	新株予約権	135
その他	1,740	非支配株主持分	8
貸倒引当金	△255	純資産合計	87,083
繰延資産	5	負債及び純資産合計	156,027
資産合計	156,027		

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		259,008
売上原価		229,780
売上総利益		29,228
販売費及び一般管理費		20,902
営業利益		8,326
営業外収益		
受取利息及び配当金	327	
持分法投資利益	28	
その他	172	528
営業外費用		
支払利息	89	
為替差損	439	
その他	88	618
経常利益		8,236
特別利益		
投資有価証券売却益	8	
投資有価証券清算益	2	
段階取得に係る差益	132	
補助金収入	70	214
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	43	43
税金等調整前当期純利益		8,407
法人税、住民税及び事業税	2,631	
法人税等調整額	38	2,670
当期純利益		5,737
非支配株主に帰属する純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		5,736

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,334	7,504	59,391	△742	76,488
当期変動額					
剰余金の配当			△1,901		△1,901
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,736		5,736
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		18		18	36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		18	3,835	16	3,870
当期末残高	10,334	7,523	63,226	△726	80,358

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	1,940	2,023	△685	3,278	129	2	79,898
当期変動額							
剰余金の配当							△1,901
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,736
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	784	790	1,727	3,302	6	5	3,314
当期変動額合計	784	790	1,727	3,302	6	5	7,184
当期末残高	2,724	2,814	1,042	6,580	135	8	87,083

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)テクノフォート、ブロックファーム(同)、(株)ファームシップ、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台灣菱商股份有限公司、

RYOSHO U.S.A. INC.、RYOSHO EUROPE GmbH、菱商韓国株式会社、PT.RYOSHO TECHNO INDONESIA

なお、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった(株)ファームシップの株式を追加取得し連結子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、

RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、

RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.、

RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.

連結の範囲から除いた理由

双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、

RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、

RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.及び

RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を与えていないためであります。

2-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

三菱電機保険サービス(株)

なお、当連結会計年度において、(株)ファームシップを連結の範囲に含めたため、持分法の適用範囲から除外しております。また、非連結子会社のうち双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.及びRYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を与えていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） ……主として定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ブロックファーム(同)、(株)ファームシップ、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台灣菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A.INC.、RYOSHO EUROPE GmbH及び菱商韓国株式会社並びにPT.RYOSHO TECHNO INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 収益及び費用の計上基準

(イ) 商品販売に係る収益の計上基準

当社グループは主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡しもしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) 工事契約に係る収益の計上基準

当社グループは冷熱ビルシステム関連工事やX-T e c h（クロステック）関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 退職給付に係る……………（退職給付見込額の期間帰属方法）

会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法）

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

（小規模企業等における簡便法の採用）

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	35,201百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	337百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に定期的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

③翌連結会計年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 4,080百万円

4-2. 保証債務

従業員持家融資に対する保証 1百万円

代理取引に対する保証 261百万円

その他 1百万円

計 265百万円

4-3. 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 4百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

5-1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式	普通株式	22,824,977	－	－	22,824,977
自己株式	普通株式	984,827	722	24,000	961,549

5-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	895百万円	41円	2023年3月31日	2023年6月2日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	1,005百万円	46円	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,311百万円	利益剰余金	60円	2024年3月31日	2024年6月4日

5-3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式88,500株

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。投資有価証券は、余資運用に係る債券及び業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金であり、デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引並びに直物為替先渡取引（NDF）であります。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,712	5,712	－
(2) 長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	1,993	1,796	△197
(3) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(591)	(591)	－

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」

「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	127
関係会社株式	1,477
投資事業有限責任組合への出資	306
合計	1,911

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

6-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,826	—	—	4,826
投資信託	—	688	—	688
その他	—	198	—	198
資産計	4,826	886	—	5,712
デリバティブ取引				
通貨関係	—	591	—	591
負債計	—	591	—	591

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	—	1,796	—	1,796
負債計	—	1,796	—	1,796

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は観察可能なインプットである証券会社算定の基準価額を用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

また、その他は外国債券であり、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

7-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（単位：百万円）

	報告セグメント				
	F A システム	冷熱ビル システム	X-T e c h	エレクトロ ニクス	計
日本	45,520	30,776	6,106	129,222	211,626
中国	5,979	－	－	20,643	26,623
アジア	515	115	－	13,461	14,091
その他	24	－	－	6,643	6,667
計	52,039	30,891	6,106	169,971	259,008

（注）1.売上収益は販売元の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2.セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

7-2. 収益を理解するための基礎となる情報

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等2-3.会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項② 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7-3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	79,759	81,608
契約資産	64	103
契約負債	362	378

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,976円49銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	87,083百万円
普通株式に係る純資産額	86,939百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	135百万円
非支配株主持分	8百万円
普通株式の期末発行済株式数	22,824千株
普通株式の自己株式数	961千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	21,863千株

(2) 1株当たり当期純利益 262円43銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 261円33銭

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1株当たり当期純利益)

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	5,736百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,736百万円
普通株式の期中平均株式数	21,857千株

(潜在株式調整後1株当たり当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	92千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	122,195	流動負債	61,624
現金及び預金	12,303	支払手形	363
受取手形	2,427	電子記録債務	28,358
電子記録債権	23,939	買掛金	25,220
売掛金	51,996	短期借入金	650
契約資産	103	リース債務	5
有価証券	37	未払金	1,495
商品及び製品	27,219	未払費用	1,384
前渡金	247	未払法人税等	1,117
前払費用	47	前受金	252
短期貸付金	563	預り金	417
未収入金	3,045	役員賞与引当金	52
その他	296	その他	2,306
貸倒引当金	△32	固定負債	4,259
固定資産	17,330	リース債務	6
有形固定資産	3,604	退職給付引当金	3,464
建物及び構築物	638	預り保証金	760
機械及び装置	222	資産除去債務	27
車輛・運搬具	0	負債合計	65,883
工具、器具及び備品	192	純資産の部	
土地	2,524	株主資本	70,782
リース資産	9	資本金	10,334
建設仮勘定	16	資本剰余金	7,523
無形固定資産	884	資本準備金	7,355
ソフトウェア	881	その他資本剰余金	168
その他	3	利益剰余金	53,650
投資その他の資産	12,841	利益準備金	788
投資有価証券	6,109	その他利益剰余金	52,861
関係会社株式	2,434	土地圧縮積立金	238
その他の関係会社有価証券	5	別途積立金	11,100
関係会社長期貸付金	788	繰越利益剰余金	41,522
長期前払費用	171	自己株式	△726
繰延税金資産	286	評価・換算差額等	2,724
その他	3,139	その他有価証券評価差額金	2,724
貸倒引当金	△95	新株予約権	135
資産合計	139,525	純資産合計	73,642
		負債及び純資産合計	139,525

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		227,628
売上原価		202,462
売上総利益		25,165
販売費及び一般管理費		18,138
営業利益		7,027
営業外収益		
受取利息及び配当金	474	
その他	165	639
営業外費用		
支払利息	18	
為替差損	485	
その他	71	576
経常利益		7,090
特別損失		
投資有価証券評価損	43	43
税引前当期純利益		7,047
法人税、住民税及び事業税	2,305	
法人税等調整額	△72	2,232
当期純利益		4,815

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,334	7,355	149	7,504	788	238	11,100	38,608	50,736
当期変動額									
剰余金の配当								△ 1,901	△ 1,901
当期純利益								4,815	4,815
自己株式の取得									
自己株式の処分			18	18					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計			18	18				2,914	2,914
当期末残高	10,334	7,355	168	7,523	788	238	11,100	41,522	53,650

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△742	67,832	1,940	1,940	129	69,902
当期変動額						
剰余金の配当		△1,901				△1,901
当期純利益		4,815				4,815
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	18	36				36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			784	784	6	790
当期変動額合計	16	2,949	784	784	6	3,739
当期末残高	△726	70,782	2,724	2,724	135	73,642

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法により算
定）

2-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりでありま
す。

建物及び構築物	3～50年
機械及び装置	17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（5年）に基づく定
額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす
る定額法

2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 ……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

2-4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 商品販売に係る収益の計上基準

当社は主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡時もしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

- (2) 工事契約に係る収益の計上基準

当社は冷熱ビルシステム関連工事やX-T e c h（クロステック）関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (2) 退職給付に係る会計処…………退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	27,219百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	360百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に定期的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

③翌事業年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

4-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,401百万円
----------------	----------

4-2. 保証債務

従業員持家融資に対する保証	1百万円
---------------	------

代理取引に対する保証	261百万円
------------	--------

その他	1百万円
-----	------

計	265百万円
---	--------

4-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	9,674百万円
--------	----------

長期金銭債権	807百万円
--------	--------

短期金銭債務	5,800百万円
--------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

5-1. 営業取引による取引高

売上高	34,102百万円
-----	-----------

仕入高	40,744百万円
-----	-----------

販売費及び一般管理費	563百万円
------------	--------

5-2. 営業取引以外の取引による取引高

受取利息及び配当金	290百万円
-----------	--------

その他営業外収益	30百万円
----------	-------

支払利息	2百万円
------	------

その他営業外費用	9百万円
----------	------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	961千株
------	-------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	551百万円
投資有価証券評価損	421百万円
賞与引当金	364百万円
棚卸資産評価損	306百万円
関係会社株式評価損	80百万円
未払事業税	76百万円
賞与社会保険料	58百万円
資産除去債務	56百万円
ゴルフ会員権評価損	40百万円
その他	163百万円
繰延税金資産小計	2,121百万円
評価性引当金	△555百万円
繰延税金資産合計	1,565百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,171百万円
土地圧縮積立金	△105百万円
資産除去債務	△2百万円
繰延税金負債合計	△1,278百万円
繰延税金資産の純額	286百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機(株)	(被所有) 直接 35.6	三菱電機製品の販売 代理店及び販売特約 店契約の締結	部材等の販売	17,860	売掛金	4,443
				製品の購入	37,564	買掛金	3,640
				受入割戻	1,247	未収入金	362

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機 住環境システムズ(株)	—	当社が住宅設備シス テム関連製品を購入	製品の購入	22,056	買掛金	2,216
						電子記録 債務	5,362
				受入割戻	3,519	未収入金	906

(注) 上記 (1) ～ (2) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の購入については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております。
- ② 部材等の販売については、一般的取引条件と同様に市場価格、総原価を勘案して当社価格を提示し、個々に折衝して決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,362円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	220円30銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	219円38銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株 式 会 社 R Y O D E N
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木真紀江
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社RYODENの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社RYODEN及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株 式 会 社 R Y O D E N
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 鈴木真紀江
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 倉持 直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社RYODENの2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社RYODEN 監査役会

常勤監査役	平井出 浩 志 ㊞
常勤監査役	友 森 裕 三 ㊞
社外監査役	鈴 木 雅 人 ㊞
社外監査役	関 □ 典 子 ㊞

以 上

(ご参考)

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会基準日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 〈郵送先〉〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により行う。 公告掲載URL https://www.ryoden.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっています。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっていますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
4. 当社の剰余金の配当に関するご案内につきましては、当社ホームページに掲載しています。
5. 市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きが必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

当社ホームページ <https://www.ryoden.co.jp>



株主総会会場 ご案内図

会場

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード



車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



交通の
ご案内

● J R 山手線 「大塚駅」
南口から徒歩約 2 分

● 都電荒川線 「大塚駅前駅」
南側出口から徒歩約 2 分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会当日のお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用しています。